

2 異動届

◎給与支払報告書提出後に、退職・転勤・休職などの事由により、特別徴収ができなくなった場合には、この異動届を提出してください。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	① 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
中央区長 殿 令和 4年 8月 10日提出	所在地	〒104-0045 東京都中央区築地1-1-1 築地ビル2階			特別徴収義務者 指定番号	0088000231 ←								
	フリガナ	チュウオウカブシキガイシャ			宛名番号	1234567 ←								
	氏名又は名称	中央株式会社			担連 当絡 者先	所属 氏名 電話	経理課給与係 〇〇〇〇 03-3546-0000 内線(123)							
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5
フリガナ	チュウオウ ハナコ		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法						
氏名	中央 花子		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法						
生年月日	昭和60年 1月 1日					4年 1月 7日 31日	1. 退職・長欠亡 2. 転勤 3. 休職・不定期 4. 死 5. 支払少額 6. 合併・解散 7. その他 <small>事由・理由</small>	3. 普通徴収 (本人納付)						
個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5		
受給者番号	T12345			6月 7月	8月 5月									
1月1日 現在の住所	東京都中央区築地9-1-1		204,000 円	34,000 円	170,000 円									
異動後の 住所	東京都千代田区有楽町 5番2-3301													
1. 特別徴収継続の場合														
新しい 特別徴収 勤務先者	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号			新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	所在地	〒			担当者 連絡先	所属 氏名 電話	受給者番号							
	フリガナ				電話			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			右から 番号を 記入			
	氏名又は名称				内線()			1. 必要 2. 不要			記入			
2. 一括徴収の場合														
理由	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。								
	2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円										
	<small>右から 番号を 記入</small>													
3. 普通徴収の場合														
理由	1	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため												
	<small>右から 番号を 記入</small>													

中央区の指定番号
を記入してください。

税額通知に記載の
ある宛名番号を記
載してください。(マ
イナンバーではあり
ません)

①異動後の徴収方
法を普通徴収とす
るときは、枠内に「3」と
番号を記入してくだ
さい。
②「3. 普通徴収の
場合」(D欄)に、該
当する理由の番号
を枠内に記入してく
ださい。
(注)同欄の理由に
該当しない場合は、
特別徴収継続の場
合を除き、一括徴収
により納入してくだ
さい。

提出期限は、異動日
の翌月10日です。

《異動後の住民税の支払方法》
1. 特別徴収継続...異動後に、新しい勤務先で引き続き特別徴収する方法【A・Bの欄を記入】
2. 一括徴収...退職時の給与又は退職手当から一括して差し引く方法【A・Cの欄を記入】
3. 普通徴収...従業員自身が納税する方法【A・Dの欄を記入】
※ただし、令和4年1月1日から4月30日までの間に異動された場合は、2の一括徴収で処理
してください。

2

※異動届の提出先は、該当年度の1月1日現在における、給与所得者の住所がある
市区町村です。転居等により令和3年度と4年度、又は令和4年度と5年度で課税さ
れる市区町村が異なり、両年度の徴収方法を変更する場合、両方の市区町村に提
出が必要となります。